

## 使用許可業務に係る審査基準等

千葉県土気あすみが丘プラザ  
指定管理者 千葉県コミュニティセンター  
まちづくり共同事業体

千葉県行政手続条例及び千葉県土気あすみが丘プラザの管理に関する基本協定書の規定に基づき、千葉県土気あすみが丘プラザ（以下「当プラザ」という。）の使用許可に係る審査基準及び標準処理期間その他必要な事項を次のとおり定める。

### 1 当プラザを使用できる者

次に掲げる者は、当プラザの施設を使用することができる。

- (1) 市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 市外在住者、企業、個人（個人事業主を含む。）等

### 2 使用許可に係る審査基準

次のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 商品の宣伝、展示又は販売など営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 各自のいかに問わず、勧誘・募集等（サークル並びにコミュニティの形成に資する活動団体及び社会貢献活動のために設立された団体の勧誘・募集等を除く。）を行う場合及び宗教上の儀式・行事を行う場合などプラザの管理上支障があると認めるとき。

### 3 当プラザの使用登録

ロビー、静養室、展示室及び幼児室を使用する場合並びに体育館を個人使用する場合を除き、当プラザの施設を使用しようとするものは、あらかじめ使用登録をしなければならない。ただし、継続的に使用することが見込まれないもの及び国・地方公共団体等の公共団体など使用登録をする必要がないと認められるものについては、この限りでない。

#### (1) 土気あすみが丘プラザ使用登録届等の提出

使用登録に当たっては、次に掲げる書類を指定管理者へ提出しなければならない。

必要書類	備考
コミュニティセンター及び土気あすみが丘プラザ使用登録届（様式第1-1号）	
会員名簿（様式1-2号）	市内サークル・団体等のみ提出
収支計画書（様式第2号）	
収支報告書（様式第3号）	当プラザが提出を求めた場合に限り提出

## (2) 使用登録区分

区分	定義	備考
1 市内サークル・団体等	「千葉市に在住、在勤又は在学の者で構成されるサークル」※1 並びに「コミュニティの形成に資する活動団体及び社会貢献活動のために設立された団体」※2	※1 代表者が千葉市に在住、在勤又は 在学（以下「在住等」という。）の者 で、代表者を含めた構成メンバーのう ち、千葉市に在住等の者の人数が総人数 の半数以上を占めるサークル団体をい う。 ※2 地域運営委員会、スポーツ連盟等 の地域団体又はNPO法人等で事務所等 が千葉市にある団体とする。
2 その他	市内サークル・団体等の 定義に該当しないもの	市外在住者、企業、個人（個人事業主を 含む。）等

## (3) 使用登録の有効期間

当プラザの使用登録の有効期間は、登録した日の属する年度の末日までとし、継続して施設を使用する場合は、年度ごとに使用登録を要する。

## (4) 使用登録内容の変更

使用登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合は、その変更内容について指定管理者へ届け出なければならない。

## 4 集会室、講習室、料理実習室、工作室、和室、多目的室、音楽室及び会議室（以下「諸室」という。）の使用並びに体育館の専用使用の手続等（ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。）

### (1) 使用の許可申請等

当プラザの施設を使用しようとするものは、使用しようとする日の属する月の2月前の月の11日（その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日）から使用しようとする日の前日までの間に、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

なお、次に定める抽選予約をし、当選した場合は抽選日に、抽選後空き施設の予約をした場合は予約をした日に使用許可申請書の提出があったものとみなす。

### ア 抽選予約

3（2）に定める市内サークル・団体等は、次に定めるところにより、使用しようとする施設の抽選予約の申込みをすることができる。

#### (ア) 申込みをすることができる場合

- a 諸室を使用しようとするとき
- b 体育館を専用使用するとき

#### (イ) 申込みの方法

使用しようとする日の属する月の2月前の月の1日から10日までに、使用しようとする施設、日、時間帯等を、公共施設予約システムに登録する。

(ウ) 抽選

同一施設、同一日、同一時間帯に複数の申込みがあった場合は、公共施設予約システムにより抽選し、当選者を決定する。

(エ) 抽選日

抽選日は毎月11日とする。

(オ) 申込コマ数の上限（1サークル・団体につき）

a 諸室 月10コマまで（当プラザの多目的室は週1コマまで）

b 体育館（専用使用）月5コマまで（当プラザは週1コマまで）

ただし、a から b までに定める申込コマ数の上限は、すべてのコミュニティセンター及び土気あすみが丘プラザの申込コマ数の合計とする。

イ 抽選後空き施設の予約

抽選後、諸室を使用しようとするとき又は体育館を専用使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の2月前の月の11日（その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日）から使用しようとする日の前日までの間に予約をすることができる。この場合においては、諸室及び体育館ともに原則として予約コマ数の制限を設けない。

ウ 超過・繰上使用

使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合、超過し、又は繰り上げて使用しようとするコマ（時間帯）の開始時間から使用許可申請をすることができる。

繰上・超過使用申請の受付は、原則、超過・繰上使用をしようとするコマ（時間帯）の開始時間から受け付ける。（施設の使用は原則1コマ単位としており、繰上・超過使用は利用状況等に応じて空いていれば可能とするものから、予約はさせずに当該使用をしようとするコマ（時間帯）の開始時間以降に申請を受け付けるものとする。）

(2) 使用許可

指定管理者は、使用許可申請書を受理し、これを審査し許可したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用不許可通知書を、申請書に交付するものとする。

指定管理者は使用許可申請書の審査にあたり必要があると認める場合は、申請者に収支計画書（様式第2号）、収支報告書（様式第3号）のいずれか、又はその一方の提出を求めることができるものとする。

(3) 使用の取消し

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用取消届（以下「使用取消届」という。）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(4) 使用許可の取消し

指定管理者は、設置管理条例第9条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

(5) 使用許可に係る事項の変更許可申請

使用者は、使用許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市土気あすみが丘プ

ラザ施設使用許可事項変更許可申請書（以下「変更許可申請書」という。）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(6) 使用許可に係る事項の変更許可

指定管理者は、変更許可申請書を受理し、これを審査し許可したいときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可書を、許可しないときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書を、使用者に交付するものとする。

(7) 体育館の専用使用に係る利用料金

使用しようとするサークル・団体等の構成員のうち、半数以上が高校生以下の者（高校生及び18歳未満の者）の場合は、高校生以下の利用料金を適用し、その他の場合は一般の利用料金を適用する。

5 体育館の個人使用の許可

当プラザの体育館を個人使用しようとする者は、千葉市土気あすみが丘プラザ個人使用券を購入し、又は千葉市土気あすみが丘プラザ個人使用回数券（以下「回数券」という）を指定管理者に提出することにより、使用許可を受けるものとする。

この場合において、所定の使用時間を超過して体育館を使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉市土気あすみが丘プラザ個人使用超過券（以下「超過券」という）を購入し又は回数券を指定管理者に提出することにより、使用許可を受けるものとする。

6 標準処理期間

使用許可申請等に対する標準処理期間は1日とする。

7 不利益処分

次のいずれかに該当するときは、当プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、使用の許可を取り消し、又は当プラザからの退去を命ずるものとする。

- (1) 設置管理条例又は管理規則違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) この使用許可業務に係る審査基準等に規定する施設の使用を許可しない基準に該当する事由が生じたとき。
- (5) 当プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) その他当プラザの管理上支障があると認めるとき。

8 利用料金の返還

災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合及び使用者がその使用許可に係る使用を開始する時間前に使用の取消しを届け出た場合は、既に支払われた利用料金の金額を返還するものとする。

9 施設の使用時間

当プラザの施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

10 中学生以下の者の使用

- (1) 諸室の使用及び体育館の専用使用  
ア 諸室の使用

小学生以下の者のみで構成されるサークル・団体等又は小学生以下の個人が使用する  
場合及び中学生以下の者のみで構成されるサークル・団体等又は中学生の個人が午後 7  
時から午後 9 時まで使用する場合は、保護者等の同伴を要するものとする。

イ 体育館の専用使用

小学生以下の者のみで構成されるサークル・団体等又は小学生以下の個人が使用する  
場合及び中学生以下の者のみで構成されるサークル・団体等又は中学生の個人が午後 5  
時から午後 9 時まで使用する場合は、午後 7 時以降の時間帯については、保護者等の同伴  
を要するものとする。

(2) 体育館の個人使用

小学生未満の者が使用する場合は、午後 7 時以降に小学生・中学生が使用する場合は、  
保護者等の同伴を要するものとする。

11 その他

(1) 当プラザ内での飲食

ア 飲食を主目的として当プラザ内の施設を使用することはできないものとする。

イ 幼児室及び体育館において飲食をすることはできないものとする。

ウ アの規定に反しない限り、イに規定する施設以外の施設において飲食をすることは認め  
るものとする。

エ アからウまでの規定にかかわらず、水分補給等のため、ペットボトルや水筒など蓋で密  
閉できる容器に入った飲料水等は飲用することができるものとする。

(2) 当プラザ内での飲酒

当プラザ内での飲酒は、原則禁止とする。ただし、社会通念上相当と認められる場  
合においては、この限りでない。

(3) 館内外とも、タバコ・加熱式タバコ等の使用を禁止とする。

(4) 音、におい、振動等により他の使用者の使用に著しい支障をきたす恐れがある場合は、  
施設の使用に制限を付す場合がある。

(5) 施設を使用する場合は、別表に掲げる部屋の収容定員の範囲内とする。

別表（土気あすみが丘プラザ）

階	施設名	収容定員	内線番号	備考（備品等）
2階	音楽室	30人	201	机6、椅子27
	和室	40人	202	机12、座布団38
	多目的室	130人	204	机5、椅子120
	工作室	36人	206	机7、椅子37
	料理実習室	36人	207	調理台7、椅子37
3階	講習室1	27人	311	机12、椅子36
	講習室2	30人	312	机10、椅子30
	会議室1	30人	313	机8、椅子24
	会議室2	19人	314	円卓、椅子19
	会議室3	30人	315	机8、椅子30
	集会室	45人	316	机12、椅子49

以下余白